

長野県理容美容学園 評議員会

(職務)

この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- ①この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、議員会において選任した者 2人
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で、満 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人
- ③学識経験者のうちから、理事会において選任した者 18人